

香芝市告示第12号

令和2年12月1日から令和4年10月31日までの期間において、近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、JR志都美駅、JR香芝駅及びJR五位堂駅周辺の自転車等放置禁止区域内より撤去した自転車及び原動機付自転車については、香芝市自転車等の放置防止に関する条例第10条第3項による60日間が経過しておりますので、次のとおり当該自転車等を処分します。

令和5年1月30日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 処分対象自転車等の保管場所 香芝市自転車等保管所  
香芝市北今市5丁目634番1号
- 2 処分年月日 令和5年2月22日
- 3 連絡先 香芝市役所生活安全部生活安全課  
(TEL0745-76-2001)  
香芝市自転車等保管所  
(TEL080-8348-1628)